

① 導入する機械が対象となるかの確認

下記の機械等に当てはまる場合は申請できません。

・金額が50万円以下の機械等
・既に契約、支払いの済んだ機械
・関連のない農作業機の複数導入（例：ビートハーベスターと田植機 など）
・目標を取れない機械のみの導入 その機械単体では大きな導入効果が数字上算出できないと思われるもの。 (例：畦塗機、箱並べ機など) ただし、上記でも田植機などの作業機械とセットで導入すれば、対象となる可能性がある。
・汎用性のある機械 フォークリフト、ダンプ、草刈り機など農作業以外に利用可能なものは不可。
・中古機械 入札を行わなければならないため、 <u>耐用年数が2年以上残っていることを前提</u> に、同性能、同製造年の中古機械を購入するもの含めて3機（必ず実在する機械）探すことが条件となります。 (例：「トラクター60PS 製造年2013年 走行距離〇〇km前後」で現に販売している機械を3台。)
・事前着手した機械等及び年度内に納品が間に合わない機械等 機械等の着手時期は、助成決定後（それより前に着工・発注等した場合、発覚すると全額返還）。 納品時期は、 <u>助成決定後から年度内（R8年3月）まで</u> 。事業名を記載した導入写真が必要となることから、特に輸入機械については、納品時期に十分に留意してください。

※スマート農業、グリーン化、集約型農業優先枠あり。※詳細は事務局へ確認してください。

<p>・新たな技術を活用した施設及び機械</p> <p>①農業用機械自動操舵システム ②土壌センサー搭載型可変施肥田植機 ③農薬散布等ドローン ④水田高度水管理システム ⑤施設園芸高度環境制御型システム ⑥生産管理最適化システム ⑦自動収穫・選果作業機 ⑧牛個体管理システム 等</p>

②ポイントの確認

別途聞き取りにより整理します。

③目標の設定

別途聞き取りにより整理します。

④必要書類

- 1) 導入機械等見積書
- 2) 導入機械等確認資料（仕様、能力等を確認できるカタログ、図面等）
- 3) 令和6年決算資料（付加価値額確認資料）※ない場合は令和5年
- 4) ポイント別確認資料（農地台帳、就農状況確認、定款、取引状況等）

※4) は取得できるポイントの項目により異なります。又、目標達成できる根拠が確認できる資料が必ず必要となります。

○留意事項

事業完了後、道（振興局）による申請書類等の事務検査を行いますので、事前着工（契約）等が発覚した場合、全額返還となりますので、特に機械等の発注については必ず上記を守ってください